秋田県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第二十四号

秋田県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十条　議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成しなければならない。	第十条　議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。
（特別地区内の行為の許可基準）	（特別地区内の行為の許可基準）
第十四条　条例第十五条第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。	第十四条　条例第十五条第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
一　工作物を新築すること。	一　工作物を新築すること。
イ・ロ　略	イ・ロ　略
ハ　次に掲げる工作物	ハ　次に掲げる工作物
(イ)～(ヘ)　略	(イ)～(ヘ)　略
(ト)　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設又は同法第四十条第一項若しくは第二項の規定により漁港施設とみなされた施設	(ト)　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされた施設
(チ)　略	(チ)　略
(リ)　海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第七条第一項に規定する開発計画に基づく事業に係る施設	(リ)　海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設
(ヌ)　略	(ヌ)　略
(ル)　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に	(ル)　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に

規定する道路、農道、林道その他の道（第十三号及び第十八条第十一号を除き、以下「道路」という。）であつて、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

(ヲ)～(コ)　略

ニ　イからハまでに掲げる建築物以外の建築物（以下このニにおいて「普通建築物」という。）

(1)　当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。

㈠～㈢　略

㈣　㈠又は㈡の土地に隣接する土地（道路又は水路を挟んで接する土地を含む。）

(2)～(4)　略

ホ　略

二～八　略

九　知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十　知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

規定する道路、農道、林道その他の道（第十号　及び第十八条第八号　を除き、以下「道路」という。）であつて、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

(ヲ)～(コ)　略

ニ　イからハまでに掲げる建築物以外の建築物（以下このニにおいて「普通建築物」という。）

(1)　当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。

㈠～㈢　略

㈣　㈠又は㈡の土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）

(2)～(4)　略

ホ　略

二～八　略

十一　知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十二～十四　略

（特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第十七条　条例第十五条第十項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～五　略

六　道路法第二条第一項に規定する道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

七・八　略

九　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

十　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

九～十一　略

（特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第十七条　条例第十五条第十項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～五　略

六　道路法第二条第一項に規定する道路を改築し、又は増築すること。（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）

七・八　略

十一　国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十二・十三　略

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第十八条　条例第十五条第十項第四号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ　略

ロ　砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条第一項若しくは第二項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ハ・ニ　略

ホ　漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条第一項若しくは第二項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第一項若しくは第二項の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十五条第四項の規定による許可を

九・十　略

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第十八条　条例第十五条第十項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ　略

ロ　砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条　に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条　に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条　に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ハ・ニ　略

ホ　漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条　の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条　の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十五条第四項の規定による許可を

受けて設置されたもの（条例第十九条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ヘ　漁港漁場整備法第三十四条第一項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ト　沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

チ　海洋水産資源開発促進法第七条第一項に規定する開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

リ～ル　略

ヲ　鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。

ワ～レ　略

ソ　電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において高さが二十メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

ツ～ラ　略

ム　建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（(イ)から(ハ)まで又は(チ)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(イ)から(ハ)まで又は(チ)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

(イ)～(チ)　略

ウ～オ　略

ク　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による同法第二条第一項に規定する特定外来生物（第五号チ及び第三十一条第四号ヌにおいて「特定外来生物」という。）の防除のた

受けて設置されたもの（条例第十九条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ヘ　漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ト　沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

チ　海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

リ～ル　略

ヲ　鉄道、軌道又は索道のプラツトホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。

ワ～レ　略

ソ　電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築後において高さが二十メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

ツ～ラ　略

ム　建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（(イ)から(ハ)まで又は(チ)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において(イ)から(ハ)まで又は(チ)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

(イ)～(チ)　略

ウ～オ　略

ク　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による同法第二条第一項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除のた

めにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

二　略

三　鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

イ　建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ロ～ニ　略

四～六　略

七　知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ　建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

ロ　自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ハ　生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ニ　枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

ホ　病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヘ　災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ト　施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

チ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。

リ　認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

ヌ　環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育

めにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

二　略

三　鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

イ　建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること

ロ～ニ　略

四～六　略

を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ル　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

ヲ　土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

ワ　法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

八　知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて、森林の整備及び保全を図るために条例第十五条第四項第八号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。

九　知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

イ　遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十五条第四項第九号の知事が指定するものに限る。ハ及びホにおいて同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。ハ及びホにおいて同じ。）。

ロ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

ハ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ニ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

ホ　人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの

(イ)　警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(ロ)　野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

十　略

十一　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

イ　略

ロ　海岸法第三条第一項又は第二項に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ハ～ト　略

チ　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

リ　略

十二　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林

七　略

八　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

イ　略

ロ　海岸法第三条　に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ハ～ト　略

チ　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条　の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

リ　略

九　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林

の区域又は同法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十三条第一項第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

ロ　略

ハ　農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(イ)　住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ロ)　用排水施設（幅員が二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ハ)～(ヘ)　略

ニ～ヘ　略

ト　都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下このトにおいて「園内移動用施設である索道等」という。）及び同法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の

の区域又は同法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十三条第一項第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

ロ　略

ハ　農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(イ)　住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ロ)　用排水施設（幅員が二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ハ)～(ヘ)　略

ニ～ヘ　略

ト　都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び同法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の

規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

チ・リ　略

十三　前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第十五条第四項第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第十五条第四項第六号に掲げる行為で同条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第十九条　条例第十六条第三項第五号の規則で定める行為は、第十七条各号に掲げるものとする。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第二十条　条例第十六条第三項第六号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　第十八条第一号、第五号ロからチまで又は第十二号イからへまで、チ若しくはリに掲げる行為（同条第一号又は第十二号

規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

チ・リ　略

十　前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第十五条第四項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条　の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第十五条第四項第六号に掲げる行為で同条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第十九条　条例第十六条第三項第四号の規則で定める行為は、第十七条各号に掲げるものとする。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第二十条　条例第十六条第三項第五号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　第十八条第一号、第五号ロからチまで、又は第九号イからへまで、チ若しくはリに掲げる行為（同条第一号又は第九号ハ

ハにあつては、工作物を新築することを除く。）

二　略

三　前二号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　略

ロ　学校教育法第一条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為（あらかじめ知事に届け出たもの（国立又は公立の大学にあつては、知事に通知したもの）に限る。）

ハ～ヘ　略

四　略

（野生動植物の捕獲等の許可申請書）

第二十一条　条例第十六条第三項第七号の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を提出して行うものとする。

一～九　略

２　略

（普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第二十四条　条例第十七条第六項第四号の規則で定める行為は、第十七条各号に掲げるものとする。

（普通地区内における届出等を要しない行為）

第二十五条　条例第十七条第六項第五号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ～ハ　略

ニ　幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後

にあつては、工作物を新築することを除く。）

二　略

三　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　略

ロ　学校教育法第一条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為（あらかじめ知事に届け出たもの（国立又は公立の大学にあつては知事に通知したもの）に限る。）

ハ～ヘ　略

四　略

（野生動植物の捕獲等の許可申請書）

第二十一条　条例第十六条第三項第六号の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を提出して行うものとする。

一～九　略

２　略

（普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第二十四条　条例第十七条第六項第三号の規則で定める行為は、第十七条各号に掲げるものとする。

（普通地区内における届出等を要しない行為）

第二十五条　条例第十七条第六項第四号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ～ハ　略

ニ　幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築　又は増築後

において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

ホ　条例第十七条第一項の規定による届出を了した行為（同条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第四項の期間を経過したものに限る。）、この条の各号に掲げる行為又は第二十三条第一号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築（改築後又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

二　土地の形質を変更することであつて次に掲げるもの

イ　略

ロ　第二十三条第一号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築（改築後又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

ハ　面積が二百平方メートル（海底にあつては、百平方メートル）を超えない土地の形質の変更で、高さが二メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

三　鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

イ　略

ロ　当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートル（海底にあつては、百平方メートル）を超えず、かつ、高さが二メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

四　水面を埋め立て、又は干拓することであつて、面積が二百平方メートル（海面にあつては、百平方メートル）を超えないもの

において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

ホ　条例第十七条第一項の規定による届出を了した行為（同条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第四項の期間を経過したものに限る。）、この条の各号に掲げる行為又は第二十三条第一号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築（改築後又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

二　土地の形質を変更することであつて次に掲げるもの

イ　略

ロ　第二十三条第一号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築（改築　又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

ハ　面積が二百平方メートル　を超えない土地の形質の変更で、高さが二メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

三　鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

イ　略

ロ　当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートル　を超えず、かつ、高さが二メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

四　水面を埋め立て、又は干拓することであつて、面積が二百平方メートル　を超えないもの

五　特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

イ　特別地区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ロ　略

六　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　略

ロ　農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(イ)　住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ロ)　用排水施設（幅員が四メートル以下の水路を除く。）又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、幅員が、四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ハ)～(ヘ)　略

ハ　略

ニ　第十八条第十二号ニからリまでに掲げる行為（同号ヘに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。）

ホ　略

七　略

（生態系維持回復事業の確認）

第二十五条の二　国及び市町村が、条例第十九条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、

五　特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

イ　特別地区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること

ロ　略

六　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　略

ロ　農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(イ)　住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築　又は増築後において、高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ロ)　用排水施設（幅員が四メートル以下の水路を除く。）又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築　又は増築後において、幅員が、四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ハ)～(ヘ)　略

ハ　略

ニ　第十八条第九号ニ　からリまでに掲げる行為（同号ヘに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。）

ホ　略

七　略

知事の確認を受けるものとする。

一　その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二　その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ　生態系の状況の把握及び監視

ロ　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ　生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ　生態系の維持又は回復に資する普及啓発

ヘ　イからホまでに掲げる事業に必要な調査その他知事が必要と認める事項

（生態系維持回復事業の認定）

第二十五条の三　国、県及び市町村以外の者が、条例第十九条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

一　その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ　法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三　その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからヘまでのいずれかに該当すること。

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第二十五条の四　条例第十九条の三第四項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、別に定める様式による申請書を知事に提出して行うものとする。

2　条例第十九条の三第四項第四号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3　条例第十九条の三第五項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二　生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

三　国、県及び市町村以外の者が、条例第十九条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更）

第二十五条の五　条例第十九条の三第六項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請）

第二十五条の六　条例第十九条の三第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を知事に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更を必要とする理由

（緑地環境保全地域内における届出を要しない行為）

（緑地環境保全地域内における届出を要しない行為）

第三十一条　条例第二十二条第六項第四号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　第十八条第十二号ニからヘまで、チ又はリに掲げる行為

二　略

三　条例第二十二条第一項の規定による届出を了した行為（同条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第四項の期間の経過したものに限る。）、この条の各号に掲げる行為又は第二十三条第一号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築（改築後又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

四　木竹を伐採することであつて次に掲げるもの

イ　略

ロ　自家用のための木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

ハ～ヌ　略

五　略

（身分証明書）

第三十四条　条例第三十三条第三項に規定する身分を示す証明書は、様式第一号によるものとする。

2　略

（許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等）

第三十六条　条例第十五条第四項若しくは第十六条第三項第七号の規定による許可を受けた行為又は条例第十七条第一項、第二十二条第一項若しくは第二十四条の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第十三条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十八条第二項又は第三十

第三十一条　条例第二十二条第六項第四号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　第十八条第九号ニからヘまで、チ又はリに掲げる行為

二　略

三　条例第二十二条第一項の規定による届出を了した行為（同条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第四項の期間の経過したものに限る。）、この条の各号に掲げる行為又は第二十三条第一号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築（改築　又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

四　木竹を伐採することであつて次に掲げるもの

イ　略

ロ　自家用のための木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

ハ～ヌ　略

五　略

（身分証明書）

第三十四条　条例第三十三条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第一号によるものとする。

2　略

（許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等）

第三十六条　条例第十五条第四項若しくは第十六条第三項第六号の規定による許可を受けた行為又は条例第十七条第一項、第二十二条第一項若しくは第二十四条の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第十三条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十八条第二項又は第三十

三条第二項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない書類及び図面（第三項　　において「添付図書」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

３２　略

第一項に該当するもののほか、条例第十五条第四項若しくは第十六条第三項第七号の規定による許可の申請又は条例第十五条第九項、第十七条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

様式第１号　立入検査等を行う者の身分証明書（第34条関係）

表　略

裏

秋田県自然環境保全条例（抜粋）

（報告及び検査等）

第33条　知事は、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域（以下「保全地域」と総称する。）における自然環境の保全のために必要な限度において、第15条第４項若しくは第16条第３項第７号の　　許可を受けた者若しくは第17条第２項若しくは第22条第２項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第15条第４項各号、第17条第１項各号　　若しくは第22条第１項各号に掲げる行為若しくは第16条第３項本文に規定する行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

三条第二項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない書類及び図面（以下この条において「添付図書」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

３２　略

第一項に該当するもののほか、条例第十五条第四項、第十六条第三項第六号　　の規定による許可の申請又は条例第十五条第九項、第十七条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

様式第１号　立入検査等を行う者の身分証明書

表　略

裏

秋田県自然環境保全条例（抜粋）

（報告及び検査等）

第33条　知事は、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域（以下「保全地域」という　。）における自然環境の保全のために必要な限度において　第15条第４項若しくは第16条第３項第６号の規定による許可を受けた者若しくは第17条第２項若しくは第22条第２項の規定により行為を制限され　若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に　保全地域内の土地若しくは建物内に立入り、第15条第４項、第16条第３項本文、第17条第１項若しくは第22条第１項　　に規定する行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

２　（略） ３　第１項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 ４　略 第44条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一～五　略	２　前項　の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 ３　略 第44条　次の各号の一に　　該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 一～五　略
様式第２号　実地調査等を行う者の身分証明書（第34条関係） 表　略 裏 秋田県自然環境保全条例（抜粋） 第34条　略 第44条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一～五　略	様式第２号　実地調査等を行う者の身分証明書 表　略 裏 秋田県自然環境保全条例（抜粋） 第34条　略 第44条　次の各号の一に　　該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 一～五　略

附　則

１　この規則は、令和五年六月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の秋田県自然環境保全条例施行規則第十四条の規定は、この規則の施行後にされる秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）第十五条第四項本文の許可の申請について適用し、この規則の施行前にされた同項の許可の申請については、なお従前の例による。